

## 足利市空き家・空き地バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、足利市空家等対策計画（平成30年1月11日策定）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条の規定に基づき、空き家・空き地バンク制度を導入することにより、物件の利活用を促進し、及び利用希望者の市内への移住、定住等を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するため、足利市空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **空き家・空き地バンク制度** 物件の売買又は賃貸借（以下「売買等」という。）について、所有者等の申請に基づき、当該物件に関する情報を市のホームページ等により、利用希望者に情報提供する仕組みをいう。
- (2) **物件** 市の区域内に所在する空き家（建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（そのおそれがあるものを含む。）のうち、一戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む。以下この号において同じ。）及びその敷地をいう。以下同じ。）及び空き地（当該空き家の跡地又は一戸建ての住宅の敷地の用に供するために造成された土地をいう。）をいう。
- (3) **所有者等** 所有権その他の権利を有し、かつ、当該物件の売買等を行うことができる者をいう。
- (4) **利用希望者** 市内への移住、定住等を目的として物件の利活用を希望する者をいう。

### (運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク制度以外の方法による物件の取引を妨げるものではない。

2 市は、空き家・空き地バンク制度の運用のみを行い、取引の媒介は行わない。

3 市は、空き家・空き地バンク制度に基づく物件の交渉又は売買等の契約に関し、直接これに関与しない。

(物件の登録)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者について、空き家・空き地バンクへ物件を登録することができる。

- (1) 物件の所有者等。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例(平成24年足利市条例第22号)第6条に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しない者であること。
- (4) 登録を受けようとする物件が次に掲げる物件に該当しないこと。
  - ア 共同住宅、集合住宅又はこれらに類するもの
  - イ 第2条第2号に規定する空き家であって、老朽化が著しいもの
  - ウ 土地区画整理事業その他の市が行う公共事業に影響を及ぼすおそれがあると判断されるもの
  - エ その他市長が不相当と認めるもの

(物件の登録申請)

第5条 前条に規定する物件の登録(以下「物件登録」という。)を受けようとする者(以下「登録希望者」という。)は、足利市空き家・空き地バンクへの物件の登録申請書(別記様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 物件登録における暴力団等の排除等に関する誓約書(別記様式第2号)
- (3) 代理人が申請する場合は、委任状その他の代理人の権限を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請（以下「物件登録申請」という。）があったときは、登録申請書及び添付書類に基づいて調査を行い、前条各号のいずれにも該当しているかどうかを確認するものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、適当と認めたときは、協定団体（空き家・空き地バンク制度の実施に関し、市と協定を締結した団体をいう。以下同じ。）に対し、当該物件登録申請のあった物件に関する情報を提供し、媒介業者（協定団体に所属する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であって、協定団体が作成する足利市空き家バンク協力業者名簿に記載されているものをいう。以下同じ。）の推薦を依頼するものとする。ただし、既に宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項の規定により媒介業者と専任媒介契約が締結されているものは、当該媒介業者について次項に規定する推薦があったものとみなす。

4 協定団体は、前項に規定する依頼があったときは、媒介業者を市長に推薦するものとする。

5 市長は、協定団体から媒介業者の推薦があったときは、物件登録を行い、次に掲げる事項のうち、当該登録物件に関する事項を足利市空き家・空き地バンク物件登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に記載するものとする。

(1) 物件登録番号

(2) 物件登録年月日

(3) 物件登録期間の満了年月日

(4) 登録物件の所在地

(5) 物件登録者の住所及び氏名

(6) 登録物件の区分

(7) 建築年

(8) 面積

(9) 建物の構造及び間取り

(10) 希望する取引

(11) 媒介業者

6 市長は、物件登録を行ったときは、当該登録希望者に対し、文書等により物件登録が完了したことを通知するものとする。

7 市長は、第2項の確認の結果、物件登録をしないことに決定したときは、当該登録希望者に対し、足利市空き家・空き地バンクへの物件不登録決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（物件の更新登録）

第6条 物件登録は、2年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定による物件登録の更新については、当該物件登録を受けた者（以下「物件登録者」という。）からの申出によるものとする。

（物件登録台帳の記載事項の変更届）

第7条 物件登録者は、第5条第5項各号に掲げる物件登録台帳の記載事項（以下この条において「物件登録台帳の記載事項」という。）に変更が生じた場合は、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、物件登録台帳の記載事項を変更するものとする。

（物件登録の取下げ）

第8条 物件登録者は、物件登録を取り下げようとするとき、又は登録物件について空き家・空き地バンク制度によらずに売買等に至ったときは、書面等により市長に通知するものとする。

（物件登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により物件登録を受けたとき。

(2) 第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) その他市長が適当でないとき。

(物件登録の抹消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件に関する情報を物件登録台帳から抹消するものとする。

(1) 第8条の取下届が提出されたとき。

(2) 前条の規定により物件登録を取り消したとき。

(物件情報の公開)

第11条 市長は、あらかじめ物件登録者の同意を得て、物件登録台帳に登録した情報のうち、登録番号、所在地、売買等の別、売買等の希望価格、構造、面積、画像等の情報について、随時、市のホームページその他の適切な方法により公開するものとする。

(利用登録)

第12条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者について、空き家・空き地バンクへ利用登録をすることができる。

(1) 利用希望者であること。

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる者であること。

(利用登録の申込み)

第13条 利用希望者は、前条の利用登録（以下「利用登録」という。）を受けようとするときは、足利市空き家・空き地バンクへの利用登録申込書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 利用希望者及び同居予定者の利用登録における暴力団等の排除等に関する誓約書（別記様式第5号）。ただし、申込時において、18歳未満の利用希望者及び同居予定者については、この限りでない。

(2) 本人確認書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、同項の申込書及び添付書類により前条各号に掲げる者に該当するかどうかを確認するものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、適当と認めたときは、利用登録を行い、次に掲げる事項のうち、当該利用登録に関する事項を足利市空き家・空き地バンク利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に記載するものとする。

- (1) 利用登録番号
- (2) 利用登録年月日
- (3) 利用登録者の住所、氏名、生年月日及び連絡先
- (4) 同居予定者の住所、氏名、続柄及び生年月日
- (5) 希望する物件
- (6) 希望する取引

4 市長は、利用登録を行ったときは、当該利用希望者に対し、文書等により利用登録が完了したことを通知するものとする。

（利用登録台帳の記載事項の変更届）

第14条 利用登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、第13条第3項各号に掲げる利用登録台帳の記載事項（以下この条において「利用登録台帳の記載事項」という。）に変更が生じた場合は、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、利用登録台帳の記載事項を変更するものとする。

（利用登録の取下げ）

第15条 利用登録者は、利用登録を取り下げようとするときは、書面等により市長に通知するものとする。

（利用登録の抹消等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者の情報を利用登録台帳から抹消することができる

- (1) 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 第12条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

（物件交渉の申込等）

第17条 利用登録者は、登録物件について、売買等の交渉を申し込もうとするときは、書面等により登録物件を担当する媒介業者に申し込むものとする。

2 媒介業者は、前項の申込みがあったときは、当該登録物件に係る物件登録者及び市長にその旨を通知するものとする。

3 物件登録者及び媒介業者は、遅滞なく、当該登録物件について、第1項の規定による申込みを行った利用登録者と売買等の交渉を開始するとともに、その結果を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定による交渉の結果、物件登録者と利用登録者の間で当該登録物件の売買等が成立したときは、同項に規定する報告に基づき、その旨を物件登録台帳及び利用登録台帳に記載するものとする。

(個人情報取扱い)

第18条 物件登録者、利用登録者、協定団体及び媒介業者は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。第10条又は第16条の規定により、物件登録又は利用登録が抹消された後も同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために作成し、収集し、取得し、及び利用しないこと。

(2) 個人情報の記録を毀損及び紛失することのないよう、適正に管理すること。

(3) 市長の承諾を受けずに、個人情報を複写し、又は複製してはならないこと。

(4) 個人情報について、漏洩、毀損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

2 この条において「個人情報」とは、この要綱の規定に基づく空き家・空き地バンク制度の実施に伴い、作成し、又は取得した足利市個人情報保護条例（平成14年足利市条例第5号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。

(関係法令等の遵守)

第19条 物件登録者、利用登録者、協定団体及び媒介業者は、空き家・空き地バンク制度に基づく登録物件の売買等に当たっては、宅地建物取引業法その他の関係法令等

を遵守しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。